

はじめに

障がい者雇用

ともに働き、ともに生きる

神奈川県では、津久井やまゆり園における大変痛ましい事件の発生を受けて、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざして、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

障がい者雇用の現場において、この理念は障がい者の多様な力を職場に取り入れて、「ともに働く」ことに他なりません。

すでに障がい者雇用に取り組む企業からは、障がい者と「ともに働く」ことで、社内全体の業務を見直し、適材適所の視点で業務を任せることにより、障がい者を含む多様な人材が活躍できるようになった、会社の生産性が上がり、時間外労働が減るなど、働きやすい職場になったといった声も聞かれます。

このガイドブックでは、神奈川県内で障がいのある社員の力を活かし、障がい者雇用の支援機関と連携しながら、「ともに働く」職場を実現している企業の声とともに、障がい者雇用のプロセスを紹介しています。障がい者雇用に向けた理解を深めるステップ1から、職場定着のステップ5まで、障がい者雇用のステップのエッセンスを盛り込んでいます。

職場の中でお互いに理解し合い、合理的配慮を検討するプロセスこそ、「ともに働く」職場づくりです。

障がい者雇用ガイドブック INDEX

STEP 1 障がい者雇用に向けた理解を深める
P4-5 ▶ まずは障がい者と一緒に働くイメージを持とう！

STEP 2 職務の選定
P6-7 ▶ 仕事の内容はどうする？

STEP 3 雇用に向けた社内環境整備
P8-9 ▶ 一緒に働く環境づくりも大切！

STEP 4 採用活動(募集～採用)
P10-11 ▶ 求人し、採用者を決めよう！

STEP 5 職場定着
P12-13 ▶ 一緒に働こう！

障がい者雇用に関する制度 → P14

障がい者雇用を支援する主な機関 → P15-P16

神奈川県障害者雇用促進センター

所在地：横浜市中区寿町1-4
かながわ労働プラザ5階
電話：045-633-5441(直通)または
045-633-6110(かながわ労働プラザ代表)



まずはご相談ください！

これまで障がい者を雇用したことがないのですが、当社でもできるでしょうか？



初めて企業
(障がい者雇用の経験がない企業)



先輩企業
(すでに障がい者雇用に取り組んでいる企業)

障がい者雇用は、ステップごとに進めると取り組みやすかったですよ。

全てを企業だけで準備しなくても大丈夫です。障がい者雇用に取り組む企業の相談に乗ったり、助言をする機関(支援機関)があります。障がい者雇用を進めるためには、こうした支援機関との連携がポイントです！主な支援機関は、P15とP16で紹介しています。

「まずは相談してみたい」という方には、県の支援機関として、「神奈川県障害者雇用促進センター」があります。



支援機関

ポータルサイト

研修会などのイベント情報、神奈川県内の支援機関、雇用事例、障がい者雇用のヒントをご紹介します！



ともに歩むナビ

検索

障がい者雇用に関する制度

障がい者雇用率制度

詳しくは P14

2.3% ※

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業の場合、常時雇用している労働者数の2.3%以上の障がい者を雇用することを義務付けています。

43.5人 ※

障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、常時雇用している労働者数43.5人以上です。例えば、常時雇用している労働者数が150人の企業の場合、3人以上の障がい者の雇用義務があります。

例：150人 × 2.3% = 3.45人 → 3人
(小数点以下は切り捨て)

※ 2021年3月から民間企業の法定雇用率は、従前から0.1%引き上がり、2.3%になりました。また、障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、従前は常時雇用している労働者数が45.5人以上の企業でしたが、43.5人以上の企業に広がりました。

障害者雇用納付金制度

50,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える法定雇用率(2.3%)未達成の企業は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額50,000円の納付金を納付しなければなりません。

27,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える企業で法定雇用率(2.3%)を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額27,000円の調整金が支給されます。(常時雇用している労働者数が100人以下の企業で、雇用障がい者数が一定数を超えている場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額21,000円の報奨金が支給されます。)